

大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第43号

大和市移動支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

大和市移動支援事業の実施に関する規則（平成18年大和市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、登録事業者が神奈川県国民健康保険団体連合会に請求することが困難と認められる事由が生じたときは、移動支援給付費請求書に移動支援給付費明細書及びサービス提供報告書を添えて、市長に提出することにより、移動支援給付費の請求を行うことができるものとする。

別表中 「

第14号様式	サービス提供報告書	第14条
--------	-----------	------

」 を

「

第14号様式	日中一時支援給付費請求書	第14条
第15号様式	日中一時支援給付費明細書	第14条
第16号様式	サービス提供報告書	第14条

」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。